

大阪府立摂津支援学校同窓会規約変更のお知らせ

4月27日（土）総会にて、第15条（会費）の変更について承認されましたので、ご報告いたします。10期生より適用します。

（名称）

第1条 この会の名称は摂津支援学校「ハピネスの会」という。

（目的）

第2条 この会の目的は、会員相互の連絡を密にして、情報交換を行い、日常生活の質の向上をはかる。

（事業内容）

第3条 第2条の目的を達成するために、下記の事業をおこなう。

- （1）総会の開催
- （2）会員相互の親睦を深めるための行事
- （3）学校行事への積極的参加
- （4）在校生保護者（PTA会員）との情報交換と提携

（会員）

第4条 本会は、大阪府立吹田支援学校鳥飼校及び大阪府立摂津支援学校高等部の卒業生とその保護者をもって会員とする。

（本部・事務局）

第5条 本会の本部は、大阪府立摂津支援学校におき、事務局は本校の教員があたる。

（役員）

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長
副会長
書 記
会 計
会計監査

（役員の仕事）

- 第7条
- （1）会長は、会を代表し会をまとめる。
 - （2）副会長は、会長を助け、会長が事故の時は会長にかわっておこなう。
 - （3）書記は、会員名簿の整理や庶務一般をおこなう。
 - （4）会計は、会費の出納をおこなう。
 - （5）会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし再任をさまたげない。

(役員選出)

第9条 役員は、卒業時に卒業生の保護者・生徒より選出し、総会で承認を得るものとする。

(顧問)

第10条 大阪府立摂津支援学校長を顧問とする。

(特別会員)

第11条 大阪府立吹田支援学校鳥飼校、大阪府立摂津支援学校に在籍した職員は、特別会員とする。

(総会)

第12条 毎年1回 4月に総会を開き役員改選、会計報告、新役員の紹介、行事の連絡等をおこなう。

(議決)

第13条 総会の議決は、出席会員の過半数とする。

(会計)

第14条 本会は、会員の会費及び寄付をもって運営する。
ただし、必要に応じて臨時に会費を集めることができる。

(会費)

第15条 会費は5,000円とする。高等部3年時に納入する。3年時途中転出した者には返金する。

(規約の変更)

第16条 規約の変更は、総会でおこなう。

付則(1) この規約は、平成25年度よりおこなう。

(2) 本規約の一部改正は、平成27年度よりおこなう。

(3) 本規約の一部改正は、令和2年度よりおこなう。